



第69回
定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2022年6月27日（月曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所 新潟県長岡市飯塚2958番地
岩塚製菓株式会社 本社
3階 コンベンションホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

議案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新の件

目次

ごあいさつ	2
招集ご通知	
第69回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 定款一部変更の件	8
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件	10
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	15
第5号議案 当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新の件 ..	16
提供書面	
事業報告	34
連結計算書類	65
計算書類	68
監査報告	71

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。ここに第69回定時株主総会の招集ご通知をお届けし、6月27日に開催させていただきますことをご案内申し上げますとともに、昨年度の岩塚製菓グループの事業の概況についてご報告申し上げます。

当社グループは、中期経営計画「プライド・BEIKAプラン」（第67期～第69期）に基づき、機構改革を進めながら最新鋭工場を新設するなど経営基盤の強化を図り、当社グループ固有の戦略的ポジションの確保に取り組んでまいりました。

当第70期を迎えるにあたり、新たな中期経営計画「新しい岩塚価値の創造～Create New Iwatsuka Value～」(第70期～第72期)を策定し、前中期経営計画を持続的に発展させて、当社グループと関係する皆様との信頼関係をこれまで以上に強固に築き上げるとともに、企業価値を継続的に高めるよう取り組むこととしております。

新たな中期経営計画を着実に進め、皆様のご期待に応えられるよう努めてまいりますので、引き続き多大なるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月



代表取締役社長
榎 春夫

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご送付くださるか、またはインターネットにより議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) において議案に対する賛否を入力されるか、いずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月24日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月27日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時）														
2 場 所	新潟県長岡市飯塚2958番地 岩塚製菓株式会社 本社 3階 コンベンションホール (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)														
3 目的事項	<table border="0"> <tr> <td>報告事項</td> <td>1. 第69期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</td> </tr> <tr> <td>決議事項</td> <td>2. 第69期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第1号議案 剰余金の処分の件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2号議案 定款一部変更の件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第5号議案 当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新の件</td> </tr> </table>	報告事項	1. 第69期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件	決議事項	2. 第69期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件		第1号議案 剰余金の処分の件		第2号議案 定款一部変更の件		第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件		第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件		第5号議案 当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新の件
報告事項	1. 第69期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件														
決議事項	2. 第69期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件														
	第1号議案 剰余金の処分の件														
	第2号議案 定款一部変更の件														
	第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件														
	第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件														
	第5号議案 当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新の件														
4 招集にあたっての決定事項	<p>(1) 当社では、定款第18条の規定に基づき、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。</p> <p>(2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。</p>														

以 上

- 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、法令および当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.iwatsukaseika.co.jp/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
 従いまして、本定時株主総会招集ご通知の提供書面は、会計監査人および監査等委員会が監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.iwatsukaseika.co.jp/>)

新型コロナウイルス感染防止への対応について

<当社の対応について>

- 本株主総会会場におきましては、株主総会当日の状況に応じて、取締役ならびに運営スタッフのマスク着用など、感染予防措置を講じてまいります。

<株主様へのお願い>

- 感染リスクを避けるため、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面またはインターネットによる議決権行使を行ってくださいますことをご推奨申し上げます。感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は特に慎重なご判断をお願いいたします。また、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産、懇親会は中止させていただきます。




<来場される株主様へのお願い>

- ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
株主の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2022年6月27日 (月曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時)</p>	 <p>書面 (郵送) で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月24日 (金曜日) 午後5時30分到着</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月24日 (金曜日) 午後5時30分まで</p>
---	--	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

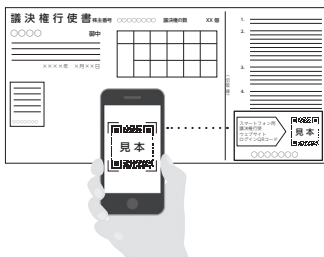
書面 (郵送) およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

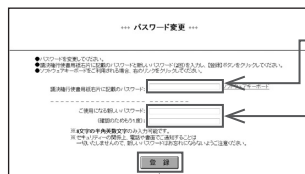
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第69期の期末配当およびその他の剰余金を処分いたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき2円増配することとし、金32円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は180,049,248円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月28日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 減少する剰余金項目とその金額
繰越利益剰余金 760,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 760,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条</u> 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>③ 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く、以下本議案において同じ）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	
1	まき 榎 春夫	代表取締役社長	再任
2	まき 榎 大介	専務取締役 経営管理本部長	再任
3	ほしの 星野 忠彦	常務取締役 製造本部長	再任
4	あべ 阿部 雅栄	常務取締役 マーケティング本部長	再任
5	こばやし 小林 晴仁	取締役 購買部長	再任

再任 再任取締役候補者

候補者番号

1

まき はる お
榎 春夫 (1951年5月26日生)

所有する当社の株式数…………… 91,480株

取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1976年12月 当社入社
1983年12月 当社取締役営業本部長
1986年12月 当社常務取締役
1992年 3月 当社専務取締役
1998年 6月 当社代表取締役社長 (現任)

[重要な兼職の状況]

旺旺・ジャパン株式会社取締役
Want Want China Holdings Limited非執行董事
株式会社エム・アイ・ピー社外監査役

取締役候補者とした理由

榎春夫氏は、当社代表取締役として強いリーダーシップを指揮し、中長期的な企業価値の向上に努めてまいりました。豊富な業務経験と実績および事業経営に関する十分な知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

まき だい すけ
榎 大介 (1979年8月14日生)

所有する当社の株式数…………… 10,000株

取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

2006年 5月 当社入社
2013年 6月 当社取締役経営企画室長
2015年 2月 当社取締役経営企画本部長
2016年 4月 当社常務取締役製造本部長
2021年 1月 当社常務取締役経営管理本部長
2021年 7月 当社専務取締役経営管理本部長 (現任)

[重要な兼職の状況]

旺旺・ジャパン株式会社取締役

取締役候補者とした理由

榎大介氏は、当社グループ会社の旺旺・ジャパン取締役として培った国際感覚を有しております。また、製造部門の責任者として品質の向上や生産性の向上に寄与してまいりました。現在は専務取締役経営管理本部長として、経営管理部、人事部、情報システム部を担当し、経営基盤の強化を図るなど、取締役の職務を果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

ほし の ただ ひ こ

星野 忠彦 (1960年12月29日生)

所有する当社の株式数…………… 6,100株

取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1984年 4月	当社入社	2010年 9月	当社営業本部長
2002年 2月	当社マーケティング部長	2011年 6月	当社取締役営業本部長
2005年10月	当社生産管理部長	2016年 4月	当社常務取締役営業本部長
2006年10月	当社マーケティング部長	2021年 1月	当社常務取締役製造本部長 (現任)
2007年 1月	当社R & D・M部長		
2008年10月	当社北海道事業部長		

[重要な兼職の状況]

旺旺・ジャパン株式会社監査役

取締役候補者とした理由

星野忠彦氏は、営業部門の現場責任者やマーケティング部長を歴任し、担当業務の経験を積み関連業界に人脈を築いてまいりました。現在は常務取締役製造本部長として幅広い見地に基づき、製造ラインの効率化や品質向上の取り組みを推進しており、取締役の職務を果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

あ べ ま さ え い

阿部 雅栄 (1959年3月6日生)

所有する当社の株式数…………… 5,100株

取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1981年 3月	当社入社	2009年 6月	里山元氣ファーム株式会社代表取締役社長
2002年 2月	当社関東営業部長	2012年 6月	株式会社瑞花代表取締役社長
2005年10月	当社マーケティング部長	2016年 4月	当社管理本部長
2006年 5月	当社営業本部長	2016年 6月	当社取締役管理本部長
2006年 6月	当社取締役営業本部長	2018年 4月	当社常務取締役経営管理本部長
2008年10月	当社取締役新規事業開発室長	2021年 1月	当社常務取締役マーケティング本部長 (現任)

[重要な兼職の状況]

旺旺・ジャパン株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

阿部雅栄氏は、営業部門の責任者および当社子会社の代表取締役を歴任し、豊富な経験と実績を有しております。現在は常務取締役マーケティング本部長として、営業戦略、商品開発の取り組みを推進しており、取締役の職務を果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

こ ばやし は る ひ と
小林 晴仁 (1961年2月6日生)

所有する当社の株式数…………… 800株

取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1990年 4月	当社入社	2012年 7月	当社生産管理部長
2000年12月	当社購買部長	2013年 2月	当社購買部長
2002年 2月	当社製造管理部長	2014年 2月	当社製造副本部長
2005年 1月	当社内部監査室長	2014年 6月	当社執行役員製造副本部長
2006年 3月	当社営業管理部長	2015年 4月	当社執行役員購買部長
2009年 1月	当社購買部長	2015年 6月	当社取締役購買部長 (現任)

取締役候補者とした理由

小林晴仁氏は、主に購買部門の責任者として原材料の安定調達に尽力してまいりました。現在は取締役購買部長として、原料調達に関する情報と幅広い知見を有し、安全・安心で良質な原料調達に大きく貢献しており、取締役の職務を果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 現任取締役である各候補者は、上記のほか、事業報告「2. (3) ①取締役の状況」に記載のとおり、当社100%子会社の取締役を兼務しております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役、執行役員および連結子会社・関連会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者のその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該の追求に係る請求によって生ずることの損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の執行の適正性が損なわれないようにするため、職務執行の適正性が認められない場合には填補の対象としませんこととしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

ご参考 取締役の専門性と経験（スキルマトリックス）

取締役の専門性と経験は、次のとおりであります。

氏名	当社における現在の地位	取締役が有する専門性							
		企業経営	生産・調達	マーケティング 営業・開発	財務・会計	人事・労務	法務 リスク管理	IT システム	グローバル
榎 春 夫	代表取締役 社長	○		○		○			○
榎 大 介	専務取締役	○	○		○	○	○	○	○
星野 忠彦	常務取締役	○	○	○					○
阿部 雅栄	常務取締役	○		○	○	○	○	○	○
小林 晴仁	取締役	○	○						○
石川 豊	社外取締役 常勤監査等委員	○			○	○			
佐野 榮日出	社外取締役 監査等委員				○				
深井 一男	社外取締役 監査等委員				○				

※各候補者に特に期待する知識・経験・能力であり、候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2021年6月25日開催の第68回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された細貝巖氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

ほ そ か い い わ お
細 貝 巖 (1958年7月4日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
取締役会出席状況…………… 一回

[略歴、当社における地位および担当]

1992年 4月 弁護士登録
尚和法律事務所（現ジョーンズ・デイ法律事務所）入所
1995年 4月 河野法律事務所入所
1999年 3月 細貝法律事務所開設
現在に至る

[重要な兼職の状況]

三幸倉庫株式会社代表取締役社長
アクシアル リテイリング株式会社社外取締役
大光銀行株式会社社外取締役

補欠の社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

細貝巖氏は長年の弁護士として培われた法律知識および企業経営における経験による豊かな知見を有しており、当該知見を活かして特に内部統制、内部監査について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくことを期待するものであります。同氏が取締役（監査等委員）に就任された場合に、当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外取締役（監査等委員）として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 細貝巖氏は、補欠の社外取締役（監査等委員）として選任するものであります。
3. 細貝巖氏が監査等委員の欠員により社外取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく監査等委員の責任限度額は、法令が規定する額となります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役、執行役員および連結子会社・関連会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者のその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該の追求に係る請求によって生ずることの損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の執行の適正性が損なわれないようにするため、職務執行の適正性が認められない場合には填補の対象としないこととしております。同氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案

当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新の件

当社は、2019年6月25日開催の当社第66回定時株主総会において株主の皆様からの承認を受け、「当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「旧対応方針」といいます）を更新いたしました。その有効期間は、2022年6月開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）終結の時までとなっております。当社取締役会は、当該更新後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みのひとつとして、継続の是非を含め、その在り方について引き続き検討をしております。

その結果、当社は、2022年5月13日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号口(2)）として、当社定款第17条の定めに基づき本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、更新することを決定いたしました（以下、当該更新後の対応方針を「本対応方針」といいます）。

本対応方針につきまして、当社の社外取締役である監査等委員（以下「社外監査等委員」といいます）3名全員は、いずれも、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

なお、本対応方針の基本的な枠組みは旧対応方針と同一ですが、更新にあたり、①大規模な買付け等を行おうとする者等に対し、本対応方針に基づく新株予約権の取得の対価として金銭その他の経済的利益を交付することは想定していない旨を明確にし、②独立委員会検討期間（下記3. (3)ウ. (1)において定義されます）の延長期間を合計60日間以内から合計30日間以内に短縮したほか、③一部字句の修正等形式的な修正を行っております。

また、当社は本日現在、当社株式の大規模な買付等にかかる提案等を一切受けておりません。

1. 基本方針について

当社は上場会社である以上、当社株式の取引は株主の皆様のご判断に委ねるのが原則であり、当社に対する大規模買付行為がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由意思に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し向上させる者でなければならないと考えております。大規模買付行為の中には、①その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、④買付者の提案した条件よりもさらに有利な条件を株主にもたらすために、対象会社による買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

2. 基本方針に資する取組みについて

当社は、日本の伝統ある食文化を世界に広め、人々に喜びと豊かさを提供することが使命であると考え、かかる使命の追求を通じた企業価値の向上を目指しております。

当社は、中期経営計画「プライド・BEIKA プラン」（第67期～第69期）を策定し、機構改革を進めながら経営基盤の強化を図り、岩塚製菓グループ固有の戦略的ポジションの確保に取り組んでまいりました。

この中期経営計画を持続的なものにする新たな中期経営計画『新しい岩塚価値の創造～Create New Iwatsuka Value～』（第70期～第72期）を策定しました。第70期から第72期までの3年間を対象とするこの中期経営計画は、①成長戦略として、A. 既存主力ブランドの収益性強化、B. 新機軸商品の強化、C. 「岩塚」ブランドの再定義、D. グループシナジーの発揮。②構造改革として、E. 生産性の追求。③持続経営として、F. 経営基盤の強化。といった3つの考えの下、企業価値の向上を目指してまいります。この中期経営計画を着実に実行していくことが、当社グループとステークホルダーとの信頼関係を一層強固に築き上げ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと確信しております。

3. 対応方針の内容

(1) 本対応方針更新の目的

本対応方針は、上記1. に述べた基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配され、株主の皆様の利益を棄損することを防止するための取組みとして更新するものです。

当社は、中期経営計画『新しい岩塚価値の創造』の下、株主の皆様、お客様、取引先様、従業員、地域社会その他、多様なステークホルダーの皆様にとって価値ある企業として支持されることを常に目指し、企業価値・株主共同の利益の最大化に全力で取り組んでまいります。

当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が、当社を取り巻く経営環境を正しく認識し、当社の企業価値の源泉を理解した上でこれを中長期的に保有し、当社の価値を向上させる意図を持つものでなければ、中期経営計画の達成が困難となるのはもちろんのこと、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあります。

さらに、外部者である買付者から買付提案を受けた際には、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、事業分野・人的ネットワークの有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する事項等について株主の皆様適切に把握していただくとともに、当該買付者による当社株式等の大規模買付行為が企業価値に及ぼす影響について判断していただく必要があります。

したがって、外部者である買付者によって当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを適切に判断していただくための時間、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案させていただくための情報を収集する時間の確保が必要であります。また、不当な条件による買付けについては、当社取締役会が株主の皆様のために交渉を行うことを可能とすること等が必要になってまいります。

このような状況を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みとして、以下にその詳細を記載する本対応方針の更新が必要であると判断いたしました。

(2) 本対応方針の概要

ア. 大規模買付ルールの設定

本対応方針は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます）に対し、①事前に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、②大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、③株主の皆様当社経営陣の代替案等を提示し、大規模買付者との交渉を行っていくための手続（下記(3)イ.において定義される「大規模買付ルール」を指し、その内容は下記(3)「大規模買付ルールの内容」にて詳述するものとします）を定めています。

イ. 新株予約権無償割当ての利用

大規模買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大規模買付行為を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」ご参照）には、当社は、当該大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該大規模買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(6)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて詳述するものとし、以下「本新株予約権」といいます）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます）により割り当てます。

ウ. 当社取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用等

本対応方針においては、大規模買付行為への対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施、または本新株予約権の取得等の判断について、当社取締役会による恣意的な判断を排するため、独立委員会規則（その概要については別紙1ご参照）に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告した場合には、原則として当社取締役会は株主総会を招集するものとされており、さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、本対応方針の更新当初の独立委員会は、当社社外監査等委員1名および社外の有識者2名により構成される予定であり、その委員は別紙2のとおりです（更新時の独立委員会の委員の選任基準、決議要件および決議事項については別紙1ご参照）。

エ. 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、大規模買付者以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該大規模買付者の有する当社株式の議決権割合は、当該行使・取得前と比較して、最大で50%まで希釈化される可能性があります。

(3) 大規模買付ルールの内容

ア. 本対応方針の対象となる大規模買付行為の定義

本対応方針は、次の①もしくは②のいずれかに該当する行為（但し、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます）またはその可能性のある行為がなされ、またはなされようとする場合（以下「大規模買付行為」と総称

します)を適用対象とします。

- ①当社が発行者である株券等(注1)に関する大規模買付者の株券等保有割合(注2)が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得(注3)
- ②当社が発行者である株券等(注4)に関する大規模買付者の株券等所有割合(注5)とその特別関係者(注6)の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得(注7)

注1:金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注2:金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii)大規模買付者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに大規模買付者の公開買付代理人および主幹事証券会社(以下「契約金融機関等」といいます)は、本対応方針においては大規模買付者の共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします)とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

注3:売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

注4:金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。

注5:金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

注6:金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者および(ii)契約金融機関等は、本対応方針においては大規模買付者の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

注7:買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

イ. 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大規模買付行為の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます)および大規模買付者が大規模買付行為に際して本対応方針に定める手続(以下「大規模買付ルール」といいます)を遵守することを誓約する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「意向表明書」といいます)を、当社の定める書式により提出していただきます。

当社は、大規模買付者が現れた事実に加えて、大規模買付者から意向表明書が提出された事実および本必要情報(当社が秘密保持義務を負うことを条件として大規模買付者から開示されたものを除きます)を速やかに

開示いたします。また、その他の情報のうち独立委員会が株主の皆様の判断のために必要または適切であると認められた事項につきまして、独立委員会が適切と判断する時点で開示するものとします。

独立委員会は、大規模買付者から提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接または間接に、大規模買付者に対し、適宜回答期限（但し、意向表明書を受領した日から起算して60日間を上限とします）を定めた上、追加的に情報を提出するよう求めることがあります。この場合、大規模買付者においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提出して頂きます。

独立委員会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、独立委員会は、直ちにその旨を当社株主の皆様に対して開示いたします。

記

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者、主要な株主または出資者、ならびに重要な子会社および関連会社を含み、大規模買付者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接または間接を問いません）その他の構成員、業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます）の詳細（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容、役員の氏名および略歴、ならびに当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます）
- ②大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の種類および価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現の可能性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書をあわせて提出していただく場合があります）
- ③大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします）の有無、ならびに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様および内容
- ④大規模買付行為に係る買付けその他の取得の対価の算定根拠およびその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます）およびその算定根拠等を含みます）
- ⑤大規模買付行為に係る買付けその他の取得の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接または間接を問いません）を含みます）の具体的名称、調達方法、担保の内容、資金提供が実行されるための条件の有無、資金提供後の誓約事項および内容、ならびに関連する具体的取引の内容を含みます）
- ⑥大規模買付行為の完了後に意図されている当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策および配当政策等（大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます）
- ⑦大規模買付行為完了後における当社および当社グループの役員、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑧当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

⑨その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールに従うことなく大規模買付行為を開始したものと認められる場合には、引き続き意向表明書および本必要情報の提出を求めて大規模買付者と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記（４）ア．（７）①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告することとします。

ウ．大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の検討

(7) 当社取締役会に対する意見、代替案および情報提供等の要求

独立委員会は、当社取締役会に対しても、独立委員会が合理的に定める検討期間（但し、独立委員会が本必要情報の提供が完了したと判断した旨を当社が開示した日から起算して、原則として60日を超えないものとします）内に大規模買付行為の内容に対する意見、その根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提示を求めることができます。

(1) 独立委員会による検討作業

独立委員会は、大規模買付者および（当社取締役会に対して上記（ア）のとおり情報等の提示を要求した場合には）当社取締役会からの情報等を受領してから、原則として、大規模買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる全ての当社株券等の買付けである場合には60日、それ以外の場合には90日が経過するまで（但し、下記（４）ア．（ア）③に記載する場合には、独立委員会は当該期間を延長することができるものとします）（以下「独立委員会検討期間」といい、上記ウ．（ア）の60日間とは別途起算するものとします）に、大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該大規模買付行為の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該大規模買付者と協議・交渉等を行い、または当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができるものとします。

大規模買付者は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

ア．独立委員会による勧告等の手続および当社取締役会による決議

(7) 独立委員会の勧告等

独立委員会は、大規模買付者が現れた場合において、次の①から③までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して次の①から③に定める勧告その他の決議をした場合、その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間および理由を含みます）について、勧告後速やかに情報開示を行います。

①独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付者が本対応方針に定められた手続を遵守しなかった場合、その他大規模買付者の大規模買付行為の内容の検討の結果、大規模買付者による大規模買付行為が下記(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（下記(6)「本新株予約権の無償割当ての概要」カ.において定義されます）の前日までの間、（無償割当ての効力発生時まで）本新株予約権の無償割当ての中止、または（無償割当ての効力発生時の後は）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(a)当該勧告後大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が存しなくなった場合

(b)当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付行為が下記

(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でなくなった場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを相当と判断する場合でも、大規模買付行為者による大規模買付行為が下記(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める本新株予約権の無償割当ての要件のうち②ないし⑨の該当可能性が問題となる場合には、当社取締役会に、株主総会の招集および新株予約権無償割当てに関する議案の付議を勧告することができるものとします。

②独立委員会が本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付者の大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者との協議・交渉等の結果、大規模買付者による大規模買付行為が下記(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないまたは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記①前段の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施の勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、独立委員会検討期間満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告（株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます）を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該大規模買付者の大規模買付行為の内容の検討・当該大規模買付者との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（但し、合計で30日間を上限とするものとします）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、かかる延長の理由および期間を開示の上、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施また

は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

④独立委員会によるその他の勧告等

独立委員会は、当社取締役会に対して、上記①から③までのほか、当社取締役会が随時諮問する事項の決定等を行うことができるものとします。

(1) 当社取締役会による決議、株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止および本新株予約権の無償取得を含みます）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議が勧告された場合には、実務上株主総会の開催が困難である場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当て実施に関する議案を付議するものとします。当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施について決議がなされた場合には、当社取締役会は、株主総会における決議に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行するものとします（株主総会において本新株予約権の無償割当て事項の決定を取締役に委任する旨の決議がなされた場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する取締役会決議を行うものとします）。一方、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、または本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、大規模買付者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施の決議を行うまでの間、または上記の株主総会が開催される場合には、当該株主総会において本新株予約権無償割当ての議案が可決もしくは否決されるまでの間、当社株券等の買付等を実行してはならないものとします。

イ. 本必要情報の変更

上記（3）イ. 「大規模買付者に対する情報提供の要求」の規定に従い、当社が本必要情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、独立委員会が大規模買付者によって当該本必要情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、従前の本必要情報を前提とする大規模買付行為（以下、本項において「変更前大規模買付行為」といいます）について進めてきた本対応方針に基づく手続は中止され、変更後の本必要情報を前提とする大規模買付行為について、変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として大規模買付ルールが改めて適用されるものとします。

(5) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、大規模買付者による大規模買付行為が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(4)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」ア. (1)に記載される当社取締役会の決議または株主総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(4)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」ア. (7)(イ)のとおり、下記の要件に該当し本新株予

約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て、かかる判断を最大限尊重した上で決定されることになります。

記

- ①大規模買付者が、大規模買付行為に際して、大規模買付ルールに定められた手続を遵守しなかった場合
- ②大規模買付者が、真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行おうとしていると判断される場合
- ③大規模買付者が、当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で大規模買付行為を行おうとしていると判断される場合
- ④大規模買付者が、当社の経営を支配した後当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で大規模買付行為を行おうとしていると判断される場合
- ⑤大規模買付者が、当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券その他の資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、または一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売抜けをする目的で大規模買付行為を行おうとしていると判断される場合
- ⑥大規模買付者の提案する大規模買付行為の方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うこと）等、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない）
- ⑦大規模買付行為の条件（大規模買付行為の対価の種類および価額、大規模買付行為の時期、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現の可能性、大規模買付行為の後の経営方針または事業計画、大規模買付行為の後における当社の少数株主、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含む）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な大規模買付行為であると合理的な根拠をもって判断できる場合
- ⑧大規模買付者の経営者または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として明らかに不適切であると判断される場合
- ⑨その他②から⑧までに準ずる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(6) 本新株予約権の無償割当ての概要

本対応方針に基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

ア. 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます）における当社の最終の発行済株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します）と同数とします。

イ. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

ウ. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める日とします。

エ. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式（注8）の数（以下「対象株式数」といいます）は、別途調整がない限り1株とします。

注8：将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式、および②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

オ. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める価額とします。

カ. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める期間とします。但し、下記ケ. に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

キ. 本新株予約権の行使条件

（Ⅰ）特定大量保有者（注9）、（Ⅱ）特定大量保有者の共同保有者（注10）、（Ⅲ）特定大量買付者（注11）、（Ⅳ）特定大量買付者の特別関係者（注12）、もしくは（Ⅴ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅳ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または（Ⅵ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅴ）に該当する者の関連者（注13）（以下、上記（Ⅰ）ないし（Ⅵ）に該当する者を「非適格者」と総称します）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記ケ. のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります）。

なお、当社は、非適格者が有する本新株予約権を取得する対価として、金銭その他の経済的利益を交付することは想定していません。

注9：原則として、当社が発行者である株券等の保有者（金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます）で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当

すると認めたと者を含みます)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたと者その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。

注10：金融商品取引法第27条の23第5項に定義され、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれらに該当すると認めたと者を含みます)。

注11：原則として、公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注11において同じとします)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下同じとします)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めたと者を含みます)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたと者その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。

注12：金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者および(ii)契約金融機関等は、本対応方針においては大規模買付者の特別関係者とみなします。

注13：実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます)、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めたと者をいいます。ここでいう「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます)をいいます。

フ. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

ケ. 当社による本新株予約権の取得

- ①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- ②①にかかわらず、当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとします。また、かかる取得がなされた日以降に、非適格者以外の第三者が譲渡等により非適格者が有していた本新株予約権を有するに至った場合等には、当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができるものとします。
- ③なお、当社は、非適格者が有する本新株予約権を取得する対価として、金銭その他の経済的利益を交付することは想定していません。

コ. 合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換、および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定めるものとします。

サ. 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

シ. その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定めるものとします。

4. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主および投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報の下で、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上で前提となるものであり、株主および投資家の皆様の利益に資するものと考えております。

なお、上記3. (4)ア. および3. (5)において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールに定められた手続を遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会において本新株予約権無償割当決議を行った場合には、本新株予約権無償割当決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」イ. において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」ウ. に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の希釈化は生じません。

なお、当社は、本新株予約権無償割当決議が行われた後であっても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の行使期間開始日の前日までにおいては当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価

値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

ア. 株主名簿への記録の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。

この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に本新株予約権が無償にて割り当てられますので、割当期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

イ. 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、ならびに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の権利行使期間内で、かつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでの間に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき、1株の当社株式が発行されることとなります。

ウ. 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、当社取締役会による本新株予約権無償割当決議が行われた後、速やかに、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

5. 本対応方針の合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛先の在り方」お

および東京証券所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の内容を踏まえた検討を行っております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本対応方針は、上記3. (1)「本対応方針更新の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断すること、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

下記6.「本対応方針の更新に際しての手續」において詳述するとおり、当社は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に本対応方針を更新させていただく予定です。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様の意思の確認を行うこととします。

さらに、下記7.「本対応方針の有効期間、廃止および変更」に詳述するとおり、本対応方針の有効期間は、2025年3月期に関する定時株主総会の終結の時までの3年間といたします。また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針の更新にあたり、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本対応方針の運用に関しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しました。

本対応方針の更新当初の独立委員会は、当社社外監査等委員1名および社外の有識者2名により構成される予定であり、その委員は別紙2のとおりです。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、上記3. (3)「大規模買付ルールの内容」および(4)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載したとおり、こうした独立委員会が独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の観点から、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施について、当社取締役会へ勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、かかる割当ての実施または不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うこととします（但し、本新株予約権の無償割当ての実施の可否につき当社株主総会に付議した場合には、当該総会の決定に従います）。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要について株主の皆様へ情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、上記3. (4)ア. (7)「独立委員会の勧告等」および3. (5)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィン

シャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、経営コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

下記7.「本対応方針の有効期間、廃止および変更」において詳述するとおり、本対応方針は、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

6. 本対応方針の更新に際しての手続

本対応方針の更新については、当社定款第17条の定めに基づき、本定時株主総会において、本対応方針を更新すること、および、本対応方針に記載した条件に従い本新株予約権無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任することにつき、株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

7. 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、本定時株主総会において本対応方針の更新につき株主様の皆様のご承認をいただいた時から、3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（2025年3月期）に関する当社定時株主総会（2025年6月開催予定）が終結した時までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、取締役会において、本対応方針の有効期間中に独立委員会の承認を得た上で、必要に応じて本対応方針を見直し、または変更する場合があります。

当社は、本対応方針の廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

なお、本対応方針において引用する法令の規定は、本日現在施行されている法令を前提としているものであり、本日以後、法令の新設または改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、本対応方針の条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

以上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員（以下「独立委員」という）は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外監査等委員（補欠者を含む）または(ii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、(ii)については、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない。
- ・独立委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が終了した後最初に開催される当社取締役会の終了した時までとする。また、補欠または増員として選任された独立委員の任期は、他の現任独立委員の任期の満了する時までとし、当社社外監査等委員であった独立委員が監査等委員でなくなった場合（再任された場合を除く）には、独立委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に規定する事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（但し、本新株予約権の無償割当ての実施の可否につき当社株主総会に付議した場合には、当該総会の決定に従う）。なお、各独立委員および当社各取締役は、こうした決議にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または第三者の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ①本新株予約権無償割当ての実施または不実施（本新株予約権の無償割当ての実施の可否につき当社株主総会へ付議することを含む）
 - ②本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に規定する事項を行うことができる。
 - ①本対応方針の対象となる大規模買付行為への該当性の判断
 - ②大規模買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - ③大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
 - ④大規模買付者との交渉・協議
 - ⑤当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑥独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑦本対応方針の修正または変更の承認
 - ⑧その他本対応方針において独立委員会が行うことができると定められた事項

⑨当社取締役会において別途独立委員会が行うことができるものとして定めた事項

- ・独立委員会は大規模買付者から提出された情報が本必要情報（本対応方針3. (3)イ. 参照）として不十分であると判断した場合には、大規模買付者から追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、大規模買付者から意向表明書および本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付者の大規模買付行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から大規模買付者の大規模買付行為の内容を改善させるために必要があれば、直接または間接に、大規模買付者と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役（監査等委員を含む）、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を求め、独立委員会が求める事項に関する説明を要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者的立場にある専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、経営コンサルタント等）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員および取締役会は、大規模買付行為がなされ、またはなされるおそれがある場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会委員略歴

本対応方針更新当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

石川 豊 (いしかわ ゆたか)

1954年2月10日生

当社社外取締役常勤監査等委員

<略 歴>

1977年 4月 株式会社北越銀行（現第四北越銀行）入行

2008年 6月 同行監査部長に就任

2012年 6月 北越信用保証株式会社代表取締役社長に就任

2015年 6月 当社取締役常勤監査等委員に就任（現任）

細貝 巖 (ほそかい いわお)

1958年7月4日生

細貝法律事務所所長

<略 歴>

1992年 4月 弁護士登録

1992年 4月 尚和法律事務所（現ジョーンズ・デイ法律事務所）入所

1995年 4月 河鱈法律事務所入所

1999年 3月 細貝法律事務所開設

松本 榮一 (まつもと えいいち)

1948年3月18日生

松本会計事務所所長

<略 歴>

1973年12月 会計士補登録

1974年 4月 昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入社

1980年 1月 松本会計事務所開設

1980年 8月 公認会計士登録

1980年 9月 税理士登録

※石川豊氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役である監査等委員です。

※上記の各氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

(提供書面)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度を通じて新型コロナウイルス感染症の動向に左右されるなか、年末にかけ消費者マインドが改善するなど景況感の回復傾向が窺われたものの、その後の変異株ウイルスの蔓延を受け持続的な回復には至っておりません。年度末にはウクライナ情勢が緊迫化、原油や原材料価格の高騰が顕著となっており、多くの企業で十分に価格転嫁できるか不透明な状況下、先行き厳しさを増すものと見込まれております。

米菓業界におきましては、年度の初めに昨年のもり特需の反動が見られ、その影響は徐々に薄まったものの、変異株の蔓延が収まらず一部の消費者に慎重さが残るなか、業界大手の2月の火災による出荷自粛の影響は大きく、足元にきて販売高の前年割れが懸念される状況にあります。さらに、原材料や燃料の高騰がこれ迄にない大きなコストアップ要因となってきており、競争激化のなか価格改定も容易でなく、極めて厳しい事業環境となっております。

このような経営環境にあって、当社グループは、中期経営計画「プライド・BEIKAプラン」の最終年度にあたり、持続的成長の実現に向けた基盤整備に努めてまいりました。新工場の最新設備を活用して商品価値を極め「美味しさと品質」を追求する姿勢を磨くとともに、生産体制の合理化を進め生産性向上に注力してまいりました。

開発部門におきましては、お客様に感動していただける商品づくりを使命と考え、バンザイ山椒、バター餅等の新商品を上市し好評を得たほか、米菓の範疇を拡大した新機軸商品の開発に着手しており、ぬれおかきをチョコレートでコーティングした「チョコロモ」や米粉のクッキー「スノーカ」を〔株〕新瀉味のれん本舗において試験販売、お客様から好感触を得て自信を深めております。

製造部門では、引き続き主力商品を主体とする集中生産や品質の安定化に注力し、製造原価の低減に努めてまいりました。新工場の稼働に合わせ省力化投資を進め、省人と人員の流動化を図り生産の平準化に力を入れております。新工場「BEIKA Lab」の稼働により、新たな開発商品の製造や「もち商品」の生産能力増強を目論見どおりに進めております。また、「新長岡工場」に子会社向け商品の生産を集中するとともに、子会社3社を集約し、情報共有や業務効率の向上による岩塚グループシナジーの強化を優先課題として実効を上げるよう努めております。

営業部門では、国産米100%使用を強みとした当社グループ全体でのブランド力の発信を強め、「日本のお米100%使用」として品質をアピールするとともに、主力商品、特にもち商品に集中して販売強化を図ってまいりました。また、〔株〕田辺菓子舗の営業力強化に当社主導で取り組み成果を上げているほか、地元の交流施設「こころて」のオープンに際し直売店を「里山元気ファーム(株)」で出店するなど、グループ全体での販売力強化に努めております。

なお、従業員とその家族および一部取引先従業員を対象に新型コロナウイルスワクチンの職域接種を実施、今後

も安全安心のため必要に応じて取り組んでまいります。また、工場火災について、事業リスクが高いとしてBCPに追加し予防に努めておりましたが、実際に業界大手企業で火災事故が発生したことから、改めて管轄消防署に立合いを要請のうえ点検・整備を行っております。

以上、当連結会計年度における連結売上高は、新型コロナウイルス感染症の動向に左右される不安定な消費者マインドに引きずられ総じて伸び悩んだものの、工場設備増設によるもち商品の伸びや年度末の他社代替による受注増もあって、180億43百万円となりました。

損益面において、営業利益は前期の工場2棟新設に伴う減価償却費等の固定費負担が重しになるなか燃料や原料資材等の大幅な価格高騰が利益面を押し下げ、3億26百万円の営業損失となり（前年同期間は営業利益1億81百万円）、経常利益においてはWANTWANT CHINA HOLDINGS LIMITED.の記念配当減による受取配当金の減少等から14億12百万円（前年同期間は29億38百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は8億28百万円（同20億5百万円）となりました。

（注）売上高について、前年同期間を今期の収益認識に関する会計基準に引き直して比較すると、次のとおりです（営業損益以下の各段階の損益に影響はありません）。

当連結会計年度：180億43百万円（前年同期間比101.5%）

前 年 同 期 間：177億85百万円

<当社の事業の概要>

当社においては、グループ一丸となって持続的成長の実現に向けた基盤整備に努めております。今期初より稼働している新工場2棟を最大限に活用したいとして、新商品開発、もち商品のシェア拡大やグループ全体でのシナジー発揮など主な施策をそこに集中してまいりました。引き続き品質重視の姿勢を堅持し、生産体制の合理化により生産性を高めるとともに、主力商品であるTOP6ブランドの販売拡大に努めております。さらに、岩塚価値を高めた新商品により、お客様のご要望に的確にお応えするとともに、新たなブランド認知の浸透に力を入れております。このように、中期経営計画の最終年度にあたり、経営課題の達成に向け着実な取組みを行ってまいりました。

製造部門では、「BEIKA Lab」「新長岡工場」の二つの新工場の稼働を早期に軌道に乗せることに力を注ぎました。「BEIKA Lab」のもち生地製造工程では、期初こそ試行錯誤を繰り返したものの順調に稼働が上がっており、もち商品のシェア拡大に寄与、「田舎のおかき」はこれ迄で最も高い伸びを示しております。また、同工場2階の開発部門では、米菓の範疇を超えた新機軸商品の開発等を進め、試験販売を行うまでに進捗しております。「新長岡工場」では、子会社向け商品を集中生産し効率を高める狙いのなか順調に稼働しているものの、まだ季節による繁閑差が見られ、もう一段の合理化、効率化を進める必要があり検討しております。なお、これら新工場においてもISO22000およびISO14001の認証を得て、全工場での認証取得しております。

マーケティング部門では、引き続き「日本のお米100%」をアピールした売り場提案等の差別化を進め、主力の定番商品に次の候補を加え「TOP6+ α 」として販売強化を図りました。「バンザイ山椒」や「バター餅」等はパッケージにも好感が寄せられるなど、新たな岩塚ブランドのヒントになっております。また、地域とともに「美味しさと品質」を際立たせたいと考え、「きなこ餅 桔梗信玄餅味」等のコラボ商品を開発し需要喚起に努めるとともに、北海道工場を活用し、「しゃけっと石狩鍋風味」など地元の高校や漁協と共同開発した商品を発売したほか、北海道の東川米を使用した「ふわっと雪どけ煎餅」などを地域限定商品として企画販売しました。さらに、フ

ウェブサイト「おこせん」利用者の声を参考に「おこさませんべい」のリニューアルを行うなど、昨年、営業本部と開発本部とをマーケティング本部として統合し市場変化やお客ニーズに即応できる体制を整えたことが実を結んでできていると考えております。

当社では、ESG活動の一環としてSDGsへの取組みを意識し、包装資材を削減したスリムパック商品やチャック付きスタンドパック商品を増やしているほか、製造部門では食品残渣、プラスチック、CO2等の削減に積極的に取り組んでおります。また、5年目を迎えた「自然栽培米プロジェクト」による農薬や肥料に頼らない米作り、新潟県や地元JAと連携した新種のもち米「ゆきみらい」の安定購入、北海道東川町等とのパートナーシップ協定に基づく東川米の利用、五所川原農林高等学校とのコラボ商品の発売など、生産者との信頼関係を強めているほか農業支援への貢献に力を入れております。

なお、3月に第12回「日本でいちばん大切にしたい会社」大賞の審査委員会特別賞を受賞いただきましたが、安定した雇用、障がい者雇用率、地域貢献およびその創業理念の継承などが評価されたものであり、当社の存在意義が認められたものとして、改めて持続的な成長に繋げてまいりたいと考えております。

以上の結果、当社単体では、売上高169億51百万円、営業損失3億52百万円、経常利益14億4百万円、当期純利益9億42百万円となりました。

安心安全体制の強化

全工場 ISO14001・ISO22000取得



BEIKA Lab、長岡工場を含め、全工場でISO14001・ISO22000を取得しました。

※ISO14001は大気汚染やCO₂排出などの環境問題に対して、企業が自主的にその行動を起こしていくための環境管理システムです。

ISO22000は、スイス・ジュネーブに本部を置く**国際標準化機構** (ISO) が策定した食品安全に関するマネジメントシステム規格です。



BEIKA Lab (2020年新設)



長岡工場 (2021年増築)



飯塚工場



沢下条工場



北海道工場

新しい岩塚価値の創造

高付加価値商品

「きなこ餅 桔梗屋信玄餅味」



山梨県の代表銘菓である
桔梗屋信玄餅とのコラボ商
品を発売し高い実績を残し
ました。

時代にマッチする米菓商品

「バンザイ山椒」「バター餅」



時代にマッチした斬新なコンセプトでパッケージも
工夫した商品を発売し好評を頂きました。

新機軸米菓の発売



「ぬれおかき」をチョコレートで
コーティングした「チョコロモ」
と米粉を使ったクッキーの「ス
ノーカ」を通信販売の子会社「株
新潟味のれん本舗」で11月より限
定販売し、お客様より予定数を上
回る受注を頂きました。

地域と共に

東川町とのパートナーシップ協定を締結

2021年10月 北海道の東川町・JAひがしかわとパートナーシップ協定を締結しました。地域と協働し活性化に寄与してまいります。



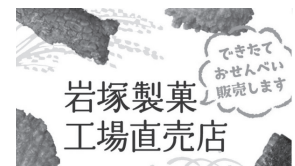
東川米100%を使用した
「ふわっと雪解け煎餅」

北海道千歳高校とのコラボ商品発売



北海道千歳高校BSC (ビジネススタディクラブ) とのコラボ商品を発売いたしました。

越路ていしやば交流施設「こころて」に直営店が出店



6月に地元長岡市越路にオープンした交流施設「こころて」に岩塚製菓工場直売店が出店いたしました。

Topics

日本で一番大切にしたい会社

第12回「日本でいちばん大切にしたい会社」の特別賞に選ばれました。



「日本でいちばん大切にしたい会社」大賞は、「人を大切にする経営学会」が主催しているもので、当社においては安定した雇用、障がい者雇用率、地域貢献およびその創業理念の継承などが評価されました。当社の存在意義が認められたものとして、改めて持続的な成長に繋げてまいりたいと考えております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は15億59百万円でありました。その主なものは生産効率の向上を図るための生産設備および新たな分野の商品を製造するための設備であります。

③ 資金調達の状況

設備投資の資金調達につきましては、自己資金を充当いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

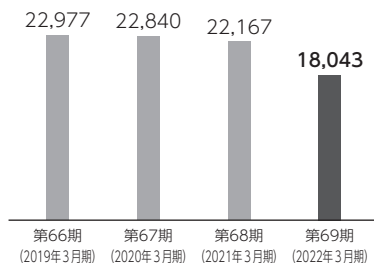
該当事項はありません。

	第68期 (2021年3月期)	第69期 (2022年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	22,167	18,043	—	—
営業利益	181	△326	508減	—
経常利益	2,938	1,412	1,526減	51.9%減
親会社株主に帰属する当期純利益	2,005	828	1,177減	58.7%減

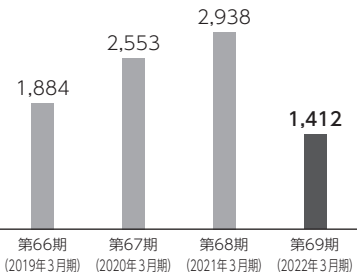
- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、2022年3月期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっており、売上高の対前年同期増減率は、記載しておりません。

(2) 財産及び損益の状況

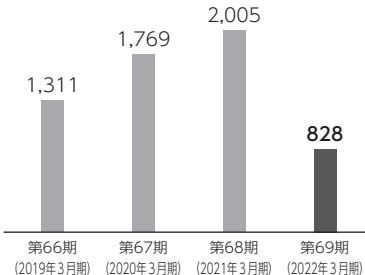
売上高 (単位：百万円)



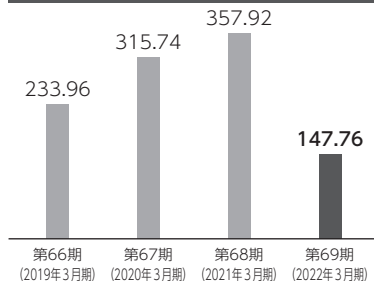
経常利益 (単位：百万円)



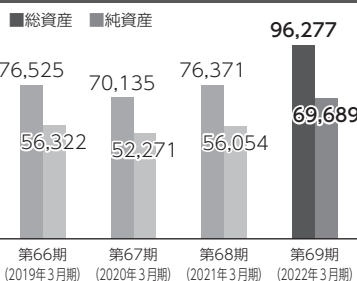
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



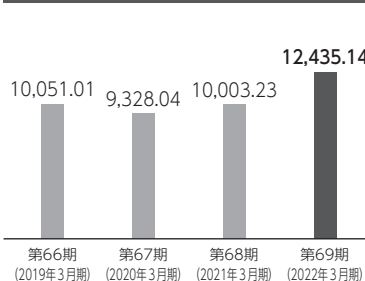
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産 (単位：円)



		第66期 (2019年3月期)	第67期 (2020年3月期)	第68期 (2021年3月期)	第69期 (当連結会計年度 (2022年3月期))
売上高	(千円)	22,977,307	22,840,120	22,167,631	18,043,966
経常利益	(千円)	1,884,355	2,553,414	2,938,723	1,412,455
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	1,311,052	1,769,293	2,005,694	828,072
1株当たり当期純利益	(円)	233.96	315.74	357.92	147.76
総資産	(千円)	76,525,482	70,135,996	76,371,842	96,277,446
純資産	(千円)	56,322,869	52,271,567	56,054,507	69,689,471
1株当たり純資産	(円)	10,051.01	9,328.04	10,003.23	12,435.14

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております

(注) 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
<子会社>			
株式会社瑞花	60,000	100	高級米菓販売
株式会社新潟味のれん本舗	100,000	100	米菓通信販売
里山元気ファーム株式会社	10,000	100	農産物・農産加工品販売
株式会社田辺菓子舗	3,000	100	かりんとうの製造販売
<関連会社>			
旺旺・ジャパン株式会社	100,000	40	食料品の輸出入

(注) 100%子会社のIWATSUKA USA Inc.は、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、新たな中期経営計画（第70期～第72期）として「新しい岩塚価値の創造～Create New Iwatsuka Value～」を策定し、次に掲げる基本方針を経営課題として全社一丸となって取り組んでまいります。

1. 成長戦略

A. 既存主カブランドの収益性強化

製販集約による収益性強化・生産性向上

製販ともにカテゴリー集約を図り、生産技術の高さ、機敏性を活かします。

「BEIKA Lab」を活用した安全安心かつ製造効率化

安全安心安定の品質を確保し、工程の自動化により生産能力の向上を図ります。

B. 新機軸商品の強化

「BEIKA Lab」を活用した商品開発力の強化

「楽しく美味しい」商品・新ジャンル商品を開発します。

C. 「岩塚」ブランドの再定義

「岩塚」認知向上

広報PR活動強化を目的とした新セクションを創設し認知拡大を目指します。

D. グループシナジーの発揮

グループシナジーの発揮・生産性向上

長岡・中沢工場統合後の生産性向上を図ります。

2. 構造改革

E. 生産性の追求

製造原価の低減

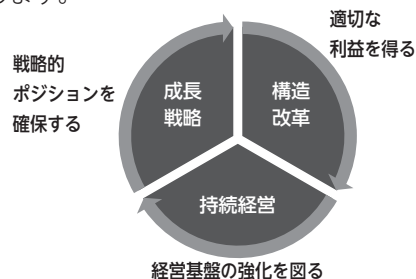
主カブランドの自動化推進、少人化ラインの構築、あらゆるムダの排除を図ります。

安全安心体制の整備強化

安全安心な職場環境を整備するとともに製造技術の進化に努めます。

DXの推進

デジタル変革による業務・管理の効率化とコスト削減を実現します。



3. 持続経営

F. 経営基盤の強化

経営人財の育成

育成プログラム、教育支援の充実を図り次世代リーダーを育成します。

マネジメント体制の再構築

業務プロセスの改善、情報の一元管理、ダイバーシティの推進などの体制を整備します。

ESGの取組み強化

SDGsへの貢献を目指します。

<第70期経営計画>

新たな中期経営計画の初年度となる第70期経営計画においては、「もっと美味しく・もっと楽しく・もっと笑顔に！」をスローガンに掲げ、「新中期経営計画『新しい岩塚製菓の創造』のスタート」を基本方針としており、次の経営課題に取り組む方針です。

・安全・安心・防災体制の再構築

安全安心な職場環境の一層の整備を進めるため、防火体制の見直しと強化に継続して努めます。また、DX化や自動ライン化等の新技術と継承してきた技術の相互作用により更なる品質向上を図り、お客様に安全安心な商品をお届けいたします。

・TOP6 + 2のシェアアップ（もちシェア30%）

TOP6 + 2のシェアアップを図り、収益力強化や岩塚価値の創造、集中化による生産性と品質の向上を図るとともに、当社の強みであるもち商品の更なるシェア拡大を目指します。

※TOP6 + 2：黒豆せんべい、味しらべ、田舎のおかき、大人のおつまみ、大袖振豆もち、
ふわっと、きなこ餅、パンザイ山椒



・わくわく米菓売場の展開（新しい岩塚価値商品）

お客様に新しい感動と驚きをお届けしたいと考え、「楽しく美味しい」商品開発、米菓の可能性を追求した新ジャンル商品の開発を行います。新機軸米菓で新しい顧客層を開拓するとともに、新設したソーシャルコミュニケーション室を通じて「新しい岩塚」ブランドの認知拡大を図ります。

・**旺旺集団ベトナム工場との協働**

旺旺集団のベトナム工場が完成し3月から稼働を開始しました。同社から要請を受け技術指導員を派遣するなど技術支援を行う予定であり、「米菓からBEIKAへ」の歩みに向けアジアへの販路拡大を目指します。

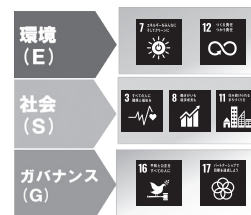


・**新人事制度による人財育成**

新人事制度の本格稼働にあたり、人事プロジェクト活動を続け、適材適所による生産性向上、相互信頼によるエンゲージメントの向上などの人事課題に取り組むとともに、経営に寄与する人事施策を進めます。

・**SDGs経営のステップ・アップ**

ESG（環境・社会・ガバナンス）への取組み強化の一環として、SDGs（持続可能な開発目標）に取り組みます。再生エネルギー、リサイクルなど推進項目と目標を定めて進めるとともに、「サステナビリティ委員会」を設置する等により目標の達成に努めます。



(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、米菓の製造・販売を主要な事業としております。主要な製品名および子会社・関連会社の事業内容は以下のとおりです。

会社名	主要な製品・事業内容
岩塚製菓株式会社	岩塚の黒豆せんべい、田舎のおかき、味しらべ、大人のおつまみ、大袖振豆もち、ふわっと、きなこ餅、バター餅、バンサイ山椒、新潟ぬれせんべい、新潟ぬれおかき、岩塚のおこさませんべい、がんばれ！野菜家族
子会社・関連会社	高級米菓の店舗販売、米菓の通信販売・法人向けの米菓販売、農産物・農産加工品の販売、かりんとうの製造販売、米菓の輸出・食品の輸入等を行っております。

(6) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社	新潟県長岡市
工場	飯塚工場（新潟県長岡市）、沢下条工場（新潟県長岡市）、長岡工場（新潟県長岡市）、BEIKA Lab（新潟県長岡市）、北海道工場（北海道千歳市）
支店	広域支店（東京都文京区）、北海道支店（北海道札幌市）、東北支店（宮城県仙台市）、信越支店（新潟県新潟市）、東京東支店（埼玉県草加市）、東京西支店（東京都文京区）、中部支店（愛知県北名古屋市）、関西支店（大阪府大阪市）、中四国支店（広島県安芸郡）、九州支店（福岡県大野城市）

② 子会社および関連会社

株式会社瑞花	本社（新潟県長岡市）、直営店（新潟県2店舗、東京都1店舗）
株式会社新潟味のれん本舗	本社（新潟県長岡市）、直営店（新潟県1店舗）
里山元気ファーム株式会社	本社（新潟県長岡市）、直営店（新潟県4店舗）
株式会社田辺菓子舗	本社（新潟県加茂市）
IWATSUKA USA Inc.	本社（米国 ワシントン州）
旺旺・ジャパン株式会社	本社（東京都文京区）

- (注) 1. 株式会社瑞花は、2021年9月20日をもって本店としてきた直営店舗を閉店いたしました。
2. 里山元気ファーム株式会社は、2021年6月26日に直営店1店舗をオープンしました。また、2022年2月末日をもって1店舗（「米の辻」世田谷直売所）を閉店いたしました。
3. IWATSUKA USA Inc.は、現在営業活動を休止しております。

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
881 (57) 名	△31 (△2) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、準社員、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
824 (28) 名	△30 (△2) 名	41.5歳	16.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、準社員、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金
株式会社第四北越銀行	1,607百万円
株式会社大光銀行	240百万円
株式会社三菱UFJ銀行	160百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	23,980,000株
② 発行済株式の総数	5,995,000株
③ 株主数	5,891名
④ 大株主 (上位10位)	

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社第四北越銀行	530,000	9.42
岩塚製菓共栄会	341,200	6.06
平石毅一	244,346	4.34
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	234,200	4.16
榎 政男	202,105	3.59
MIZUHO SECURITIES ASIA LIMITED-CLIENT A/C	165,100	2.93
榎 キク	162,619	2.89
株式会社日本カストディ銀行	153,300	2.72
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	124,700	2.22
株式会社魚沼運輸	123,000	2.19

(注) 1. 当社は、自己株式を368,461株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	榎 春夫	株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 株式会社田辺菓子舗取締役 IWATSUKA USA Inc.CEO 旺旺・ジャパン株式会社取締役 Want Want China Holdings Limited非執行董事 株式会社エム・アイ・ピー社外監査役
専務取締役	榎 大介	当社経営管理本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 株式会社田辺菓子舗取締役 旺旺・ジャパン株式会社取締役
常務取締役	星野 忠彦	当社製造本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 旺旺・ジャパン株式会社監査役
常務取締役	阿部 雅栄	当社マーケティング本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 株式会社田辺菓子舗取締役 旺旺・ジャパン株式会社代表取締役社長
取締役	小林 晴仁	当社購買部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役 (監査等委員・常勤)	石川 豊	株式会社瑞花監査役 株式会社新潟味のれん本舗監査役 里山元気ファーム株式会社監査役 株式会社田辺菓子舗監査役
取締役 (監査等委員)	佐野榮日出	税理士
取締役 (監査等委員)	深井 一男	税理士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)石川豊氏、佐野榮日出氏および深井一男氏は、社外取締役であります。なお、当社は、社外取締役(監査等委員)上記3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役(監査等委員)石川豊氏は、金融機関に長く在籍した経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役(監査等委員)佐野榮日出氏は、税理士の資格を有しており、監査役経験も豊富であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役(監査等委員)深井一男氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために石川豊氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 榎大介は2021年7月1日付で、常務取締役経営管理本部長から、専務取締役経営管理本部長に委嘱変更しております。
7. 当社は経営の監督体制および業務執行体制の強化のため、執行役員制度を導入しております。
現任の執行役員は次のとおりであります。(2022年3月31日現在)

氏名	担当
浅川 慎一	執行役員 マーケティング副本部長
下田 篤志	執行役員 事業戦略部長
青山 英之	執行役員 マーケティング副本部長
大川 利夫	執行役員 技術部長
山家 晃	執行役員 内部監査室長
若月 一彦	執行役員 製造副本部長
竹部 雅伸	執行役員 経営管理部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役（監査等委員）との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員および連結子会社・関連会社の取締役、監査役であり、保険料は当社が全額を負担しております。当該保険契約により、被保険者が職務執行に関して法的に負担すべき損害賠償金および訴訟費用等が填補され、被保険者の職務執行について当社が責任を負うこととなります。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、いわゆる悪意・重過失など不適正な職務執行と認められる場合には填補の対象としないこととしております。

④ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の数
		固定報酬	業績連動報酬等	
		月次報酬	株式給付信託(BBT) 退職時給付	
取締役（うち監査等委員のぞく） （うち社外取締役）	10,254万円 (-)	9,127万円 (-)	1,127万円 (-)	5名 (-)
取締役（うち監査等委員） （うち社外取締役）	1,164万円 (1,164万円)	1,164万円 (1,164万円)	- (-)	3名 (3名)
合 計 （うち社外取締役）	11,418万円 (1,164万円)	10,291万円 (1,164万円)	1,127万円 (-)	8名 (3名)

(注) 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2011年6月28日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の退職慰労金制度を廃止しておりますが、第58回定時株主総会終結後も引き続き在任する取締役および監査役に対しては制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することと決議しております。

ハ. 業績連動報酬等に関する事項

当社においては、業績連動報酬として業績連動型株式報酬（株式給付信託(BBT)）を制定しております。これは、連結営業利益を指標とし、毎年度の計画の達成率に応じて支給するもので、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

支給内容としては、毎年1回のポイント付与日(7/1)に受給予定者（監査等委員を除く取締役）にポイントを付与、在任期間中は積み立てることとし、退任時に一括支給するものであります。ポイントの算定方法

は、役位別ポイントと業績連動計数を乗じて算出し、1ポイントは当社株式1株としております。

二. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬としては、定期的な報酬の定めはありませんが、上記の業績連動型株式報酬が該当いたします。

ホ. 取締役報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2015年6月25日開催の第62回定時株主総会において、取締役の報酬限度額について決議を得ており、取締役（監査等委員を除く）については年額2億円以内（ただし使用人分給与は含まない）、監査等委員である取締役については年額200万円以内、として承認されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、監査等委員は3名）であります。

また、2016年6月27日開催の第63回定時株主総会において、業績連動型株式報酬に関連して金銭報酬とは別枠で決議を得ており、取締役（監査等委員を除く）について、5事業年度ごとの対象期間の信託拠出金額の上限を100百万円、1事業年度の付与ポイント数の合計は5,000ポイント（当社普通株式5,000株相当）を上限とする、として承認されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数（監査等委員を除く）は、7名であります。

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

個人別報酬の種類とその金額および算定方法としては、金銭による固定報酬を基本とし、役員間、従業員とのバランス等に配慮した役員報酬基準を別に定めて運用しており、係る基準に従って取締役就任年数、業績実績等を勘案のうえ加減できるものとしております。また、業績連動報酬として、上記の業績連動型株式報酬を制定しております。

支給時期および条件としては、金銭による固定報酬については、毎年一定の月額を定め、株主総会終了の翌月(7月)から毎月の従業員給与支給日と同日に支給するほか、使用人兼務取締役については賞与として決定した金額を従業員の賞与支給日と同日に支給することとしております。業績連動型株式報酬の支給方法については上記に記載のとおりです。

個人別報酬の決定の方法については、役員報酬基準に基づき代表取締役等の執行側で個人別固定報酬の案を策定し、指名報酬諮問委員会において審議し取締役会に答申、取締役会において決定することとしております。また、代表取締役に再一任する旨を決定する場合は、上記答申を尊重のうえ公平公正性・透明性を確保していること等の開示が必要であることに留意することとしております。

ト. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役の個人別報酬について、株主総会終了後の取締役会で代表取締役社長榎春夫に再一任する旨の決議を行い決定しております。係る委任理由としては、代表取締役が業績等を勘案して各取締役の執行状況等について一定の評価を行っていること、その上で個々の報酬案を策定し自身を含む指名報酬諮問委員会において審議し取締役会に答申していること、さらに決定にあたっては答申内容を尊重することとしており公正性・透明性が保たれていると判断できること等によるものであります。

なお、指名報酬諮問委員会においては、役員間・従業員・同業他社等とのバランス、業績との整合性、役員報酬基準との整合性（整合しない場合の合理的根拠）等を考慮し、一定の評価を行って答申しているものであり、独立性・客観性は確保されているものと考えております。

チ. 社外役員が親会社および子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）石川豊氏は、当社100%子会社4社の監査役であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・当社においては、取締役選任に関する基本方針のなかで、社外取締役が果たすことが期待される役割について、出身分野における専門的な知識と経験を活かし、中立的、客観的な判断力をもって、取締役会に対する確かな助言・提言を行うこと、と明記しております。
- ・取締役会および監査等委員会への出席状況および社外取締役としての職務の概要

		出席状況および職務の概要
取締役（監査等委員）	石川 豊	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に金融機関における豊富な経験を生かした見地から意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制ならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員）	佐野榮日出	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、また、監査等委員会14回のうち13回に出席いたしました。主に税理士として専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制ならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員）	深井 一男	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に税理士として専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制ならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任大有監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	3,200万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	3,200万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、執行役員および使用人ならびにグループ会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役、執行役員および使用人ならびにグループ会社の取締役が法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、社内規定の整備、社内通報制度の導入、ならびにその周知と運用の徹底を図る。

内部監査室員はコンプライアンスの運用状況について監査し、疑義ある行為については社長および監査等委員会に報告する。

② 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および執行役員の職務執行に係る重要文書、その他の情報については、文書管理規程に基づき、保存・管理を行い、取締役および執行役員が求めた場合はこれらの文書を閲覧できる体制とする。

③ 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制の整備を進めるとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理マニュアルも合わせて整備する。

④ 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じてこれを開催することで機動的・効率的な経営判断を行う。

また、効率的な業務執行を行うため執行役員制度を導入するとともに、担当取締役・執行役員は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務の遂行状況を取締役会または役員会において定期的に報告し、施策・業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社管理規程および関連会社管理規程に基づき、上記①から④のとおり、主要な子会社および関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。

また、当社の内部統制システムに関する体制は、グループ会社全体での整備と運用を範囲とし、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。

内部監査室員は当社およびグループ会社の内部監査を実施し、結果を社長および監査等委員会ならびにグループ会社社長に報告する。

なお、子会社は、当社の子会社管理規程に従い、同社の株主総会および取締役会等の記録、業績内容、その他重要な事項について当社に報告する。

⑥ 監査等委員会の職務の執行を確保するための体制および方針

イ. 監査等委員の職務を補助すべき取締役および使用人（以下、補助使用人等という）を置く体制と補助使用人等の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の補助使用人等に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員が必要とした場合、監査等委員の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員の事前同意を得ることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。

また、内部監査室員は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従う。

ロ. 当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員および使用人は、取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告するとともに、当社および当社子会社に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合はその内容を速やかに当社の監査等委員会に報告する。

ハ. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

執行役員・使用人等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことができないように公益通報者保護法に基づく外部の相談連絡窓口を設置する。

二. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

ホ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は取締役会および業務執行上重要な会議への出席ならびに議事録等の関連資料の閲覧を自由に行うことができる。

また、監査等委員会による取締役（監査等委員である取締役を除く）および重要な使用人から、個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、内部監査室および監査法人との定期的な意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社においては、前記基本方針に掲げた体制を整備しており、以下の具体的な取組みを行っております。

① 取締役等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念や行動規範等に基づき、公平公正な透明性の確保に努めており、コンプライアンス・リスク管理委員会において的確・迅速に対応できるよう、法令等遵守体制の整備を図っております。

法令遵守について、非通例取引、反社対応やインサイダー取引管理等の規定化、監督者研修等による社員教育、外部を含む複数の内部通報窓口の設置などの、体制整備に努めております。

また、内部監査室が年度内に全部署を監査、コンプライアンス対応について重点監査項目の一つとしており、監査結果および留意すべき事項について社長、役員会、監査等委員会に報告しております。また、必要に応じ特定事項の調査・検証を行っているほか、内部監査室長が取締役会にオブザーバー出席し情報を共有することで、モニタリング体制の強化を図っております。

なお、取締役が関与すべき事案については、取締役会および役員会において審議し検討しておりますが、取締役会においては監査等委員が社外取締役として意見表明し決議に参加しているほか、役員会には執行役員が加わり十分に協議する体制をとっております。

② 取締役等の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る文書は、文書管理規程等を整備のうえ適切に作成・保存・備置しており、電磁的媒体においても管理しております。

また、情報セキュリティーについて、適時に対応ソフトを更新し強化を図っており、ウィルス感染に対し繰り返し注意喚起するなど、グループ全体での周知徹底と内部統制強化に努めております。個人情報においては、個人情報保護規程等を整備のうえ厳格に取扱っているほか、開示情報に関しては、内部情報および内部者取引管理規程によりFDルールに則った適時適切な開示に努めております。

なお、IT全般統制規程に基づく情報システム部のモニタリング、内部監査室の監査等により問題点の発見・改善に努めており、必要に応じ役員会等に報告しております。

③ 当社および当社グループ会社の損失の危機に関する規程その他の体制

リスクを網羅的に捉えマネジメントすることは、リスク管理だけでなく業務の効率化にもつながる重要な事項であり、全社的リスクマネジメント規程を整備のうえ運用強化を図っております。経営企画室において、影響度と発生可能性をベースにリスクを識別・評価し、リスク対応の優先順位付けや取締役会への報告を行うとともに、有価証券報告書に事業のリスクとして示しております。リスクの顕在化に対してはコンプライアンス・リスク管理委員会において的確・迅速に対応する体制とし、新型コロナウイルス感染症に際しては環境変化に合わせて対策を講じてきており、ワクチンの職域接種を行い予防に努めております。

また、食品メーカーとして、監視カメラ増設などフードディフェンス面の強化、重大苦情・事故対応マニュアルの整備、新工場における衛生管理設計の横展開など、食品製造におけるリスクを徹底して軽減し、安全・安心な商品の提供に努めております。

なお、BCPIについては、昨年度、これ迄の地震に加え大規模水害、感染症対策と事象を拡大、今年度はさらに火災を含め改訂を重ねており、後継計画については、CGC対応の中で方針等を整備しております。

④ 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営理念を基本指針としてコーポレートガバナンス・ポリシーを定めており、持続的成長と経営の透明性に努め、効率性と健全性のバランスに配慮しております。

また、職務分掌に応じた決裁権限に基づき業務執行を行っており、執行役員に対する権限委譲や常勤取締役に執行役員を加えた役員会における意思決定を進めております。このため、経営計画やその実行戦略等について、役員会メンバーによる週次でのミーティング機会を設け経営事案の共有を図っております。効率性の点では商品数の絞り込みにより各部署において改善が図られているほか、稟議決裁をはじめ業務のペーパーレス化を進めております。

なお、取締役会の実効性について社内アンケート調査により評価を行い検証、その中での意見を反映する等、引き続き取締役会全体の機能の向上に努めております。

⑤ 当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

経営理念や行動規範はグループ一体であり、子会社に対しては子会社管理規程等に基づき運営、各種管理規程等は子会社で準用しております。内部統制については、内部統制規程と財務報告に係る内部統制規程とに分けて規定化し、グループ全体で運用強化を図っております。

また、子会社取締役会は当社の常勤取締役が全員出席のうえ月次で開催、業績や今後の取組み等について報告を受け議論し子会社業務の見直しを決定しております。新長岡工場において子会社向け生産を集約し効率化を図るなど、グループ会社一体での持続的成長を目指しております。

なお、内部監査室が当社組織と同様の内容で子会社を監査しているほか、監査等委員の往査も行われております。毎月の経営会議には子会社社長も出席しており、内部統制運営委員会には子会社担当者も参加、内部通報窓口は子会社従業員にも周知しております。

⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

実務は主に常勤監査等委員が行っておりますが、情報収集等は支障なく行われており、監査等委員会において非常勤監査等委員との情報共有が図られております。

取締役会等の重要会議において必要な報告を行っており、代表取締役との意見交換会や業務監査等を通じて各取締役と監査等委員との忌憚のない意見交換の場を設けております。

内部通報システムの情報は、適時に監査等委員会に報告される体制になっており、公益通報制度に関する協定書を労働組合と締結のうえ、通達により子会社役職員を含め繰り返し周知しております。

また、監査活動に必要な費用については監査等委員会監査等基準に定めており、研修費を含め支障なく運用しております。

なお、監査等委員は内部監査に同道する形で分担して往査を実施しているほか、内部監査室とは監査計画・監査報告等において連携を密にしております。また、監査法人とは四半期レビュー結果報告時など定期的に意見交換しており、内部監査室を交えた三様監査形態による情報共有も定着してきております。

4 会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容についての概要は以下のとおりであります。

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社である以上、当社株式の取引は株主の皆様のご判断に委ねるのが原則であり、当社に対する大規模買付行為がなされた場合にこれに應ずるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由意思に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し向上させる者でなければならないと考えております。大規模買付行為の中には、①その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、④買付者の提案した条件よりもさらに有利な条件を株主にもたらすために、対象会社による買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みについて

当社は、日本の伝統ある食文化を世界に広め、人々に喜びと豊かさを提供することが使命であると考え、かかる使命の追求を通じた企業価値の向上を目指しております。

中期経営計画「岩塚Stage - Up70」（第64期～第66期）を策定し、社員一人ひとりの成長による企業力の向上により、企業の大きな成長へのステップアップとステージアップを目指し、更なる企業価値の向上に向けて、グループ会社一丸となって新たな成長への挑戦に取り組んでまいりました。

この成長戦略を持続的なものにする新たな中期経営計画【『プライド・BEIKAプラン』「米菓」から「BEIKAへ」】を策定しました。第67期から第69期までの3年間を対象とするこの中期経営計画は、国内米菓売場を改革すること、日本の食文化を世界へ広めることを目的とし、これらを実現して行くために、差別化により固有のポジションを確保するための成長戦略、適切な利益を得ることができる体質となるための構造改革、創業から続いている事業を未来へと繋げるための持続経営の3つの考えの下、企業価値の向上を目指してまいります。この中期経営計画を着実

に実行していくことが、当社グループとステークホルダーとの信頼関係を一層強固に築き上げ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に繋がるものと確信しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者により当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、(1)で述べた会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者により、当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを適切に判断していただくための時間、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案させていただくための情報を収集する時間の確保が必要であります。また、不当な条件による買付けについては、当社取締役会が株主の皆様のために交渉を行うことを可能にすること等が必要になってまいります。このような状況を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みとして、「当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」という）を導入いたしております。

① 大規模買付ルールの設定

本対応方針は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます）に対し、①事前に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、②大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、③株主の皆様へ当社経営陣の代替案等を提示し、大規模買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。

② 新株予約権無償割当ての利用

大規模買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大規模買付行為を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、当該大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該大規模買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

③ 当社取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用等

本対応方針においては、大規模買付行為への対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施、または本新株予約権の取得等の判断について、当社取締役会による恣意的な判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会の招集、本新株予約権

の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告した場合には、原則として当社取締役会は株主総会を招集するものとされており、さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、本対応方針の更新当初の独立委員会は、当社社外監査等委員1名および社外の有識者2名により構成されております。

④ 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、大規模買付者以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該大規模買付者の有する当社株式の議決権割合は、当該行使・取得前と比較して、最大で50%まで希釈化される可能性があります。

(4) 上記取り組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

① 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもっていること

本対応方針は、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断すること、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもっているものです。

③ 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、第66回定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に本対応方針を更新しております。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行うこととしております。

さらに、本対応方針の有効期間は、2022年3月期に関する定時株主総会の終結の時までの3年間といたします。また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本対応方針の運用に関する実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置し、同委員会は、当社社外監査等委員1名および社外の有識者2名により構成されております。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の観点から、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施について、当社取締役会へ勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、かかる割当ての実施または不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うこととします（ただし、本新株予約権の無償割当ての実施の可否につき当社株主総会に付議した場合には、当該総会の決定に従います）。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要について株主の皆様へ情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

⑤ 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥ 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、経営コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

⑦ デッドハンド型またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株式等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

（注）本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	8,209,661
現金及び預金	1,777,281
受取手形及び売掛金	4,453,017
商品及び製品	294,793
仕掛品	129,952
原材料及び貯蔵品	1,471,702
前払費用	54,074
1年内回収予定の長期貸付金	29,373
その他	105,687
貸倒引当金	△106,222
固定資産	88,067,785
有形固定資産	13,833,477
建物及び構築物	8,257,345
機械装置及び運搬具	4,370,857
土地	756,225
リース資産	63,211
建設仮勘定	272,548
その他	113,288
無形固定資産	68,866
投資その他の資産	74,165,441
投資有価証券	72,865,049
長期貸付金	988,997
従業員に対する長期貸付金	2,644
長期前払費用	15,815
繰延税金資産	66,397
その他	255,517
貸倒引当金	△28,981
資産合計	96,277,446

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,006,936
買掛金	782,417
1年内返済予定の長期借入金	500,800
未払費用	513,915
未払法人税等	208,612
未払消費税等	224,373
賞与引当金	461,863
その他	1,314,953
固定負債	22,581,039
長期借入金	1,506,800
退職給付に係る負債	1,208,608
持分法適用に伴う負債	116,454
役員株式給付引当金	20,117
繰延税金負債	19,334,090
その他	394,967
負債合計	26,587,975
純資産の部	
株主資本	20,251,733
資本金	1,634,750
資本剰余金	1,859,250
利益剰余金	17,822,310
自己株式	△1,064,577
その他の包括利益累計額	49,437,738
その他有価証券評価差額金	49,445,508
退職給付に係る調整累計額	△7,770
純資産合計	69,689,471
負債純資産合計	96,277,446

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位：千円)

科目	金額
売上高	18,043,966
売上原価	13,780,198
売上総利益	4,263,767
販売費及び一般管理費	4,590,631
営業損失	△326,863
営業外収益	1,792,348
受取利息	43,700
受取配当金	1,556,171
その他	192,476
営業外費用	53,029
支払利息	10,607
貸倒引当金繰入額	3,093
棚卸資産廃棄損	21,773
休止固定資産費用	6,692
持分法による投資損失	5,339
その他	5,524
経常利益	1,412,455
特別利益	71,192
固定資産売却益	11
投資有価証券売却益	18,672
国庫補助金	52,509
特別損失	297,772
固定資産除却損	22,475
固定資産売却損	151,894
固定資産圧縮損	52,509
出資金評価損	42,774
ゴルフ会員権評価損	100
リース解約損	497
減損損失	27,521
税金等調整前当期純利益	1,185,875
法人税、住民税及び事業税	460,705
法人税等調整額	△102,902
当期純利益	828,072
親会社株主に帰属する当期純利益	828,072

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,634,750	1,859,250	17,165,908	△1,066,665	19,593,242
会計方針の変更による 累積的影響額			△2,874		△2,874
会計方針の変更による累積的影響額 を反映した当連結会計年度期首残高	1,634,750	1,859,250	17,163,033	△1,066,665	19,590,368
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△168,796		△168,796
親会社株主に帰属する当期純利益			828,072		828,072
自己株式の処分				2,088	2,088
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	—	—	659,276	2,088	661,364
当連結会計年度末残高	1,634,750	1,859,250	17,822,310	△1,064,577	20,251,733

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	36,483,718	△22,453	36,461,264	56,054,507
会計方針の変更による 累積的影響額				△2,874
会計方針の変更による累積的影響額 を反映した当連結会計年度期首残高	36,483,718	△22,453	36,461,264	56,051,633
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△168,796
親会社株主に帰属する当期純利益				828,072
自己株式の処分				2,088
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額）	12,961,790	14,682	12,976,473	12,976,473
当連結会計年度変動額合計	12,961,790	14,682	12,976,473	13,637,838
当連結会計年度末残高	49,445,508	△7,770	49,437,738	69,689,471

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	7,267,775
現金及び預金	931,714
受取手形	2,855
売掛金	4,369,640
商品及び製品	283,076
仕掛品	129,814
原材料及び貯蔵品	1,464,735
前払費用	46,651
1年内回収予定の長期貸付金	29,373
その他	115,287
貸倒引当金	△105,373
固定資産	88,055,078
有形固定資産	13,738,155
建物	7,638,194
構築物	566,632
機械及び装置	4,365,343
車輛運搬具	4,204
工具、器具及び備品	96,239
土地	756,225
リース資産	38,767
建設仮勘定	272,548
無形固定資産	54,296
投資その他の資産	74,262,626
投資有価証券	72,865,049
関係会社株式	188,400
出資金	43,823
長期貸付金	988,997
従業員に対する長期貸付金	2,644
長期前払費用	13,322
差入保証金	53,436
その他	135,933
貸倒引当金	△28,981
資産合計	95,322,854

科目	金額
負債の部	
流動負債	3,890,033
買掛金	766,372
1年内返済予定の長期借入金	500,800
リース債務	20,425
未払金	680,266
未払費用	502,197
返金負債	548,741
未払法人税等	206,665
未払消費税等	212,631
預り金	22,535
前受収益	407
賞与引当金	426,621
その他	2,368
固定負債	22,433,843
社債	100,000
長期借入金	1,506,800
長期預り保証金	102,044
リース債務	29,101
退職給付引当金	1,121,518
債務保証損失引当金	72,000
役員株式給付引当金	20,117
繰延税金負債	19,337,494
その他	144,768
負債合計	26,323,877
純資産の部	
株主資本	19,553,468
資本金	1,634,750
資本剰余金	1,859,250
資本準備金	1,859,250
利益剰余金	17,124,045
利益準備金	101,437
その他利益剰余金	17,022,607
別途積立金	16,082,000
繰越利益剰余金	940,607
自己株式	△1,064,577
評価・換算差額等	49,445,508
その他有価証券評価差額金	49,445,508
純資産合計	68,998,976
負債純資産合計	95,322,854

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	16,951,696
売上原価	13,680,283
売上総利益	3,271,413
販売費及び一般管理費	3,624,104
営業損失	△352,690
営業外収益	1,800,506
受取利息	43,754
受取配当金	1,556,171
その他	200,580
営業外費用	43,472
支払利息	11,290
貸倒引当金繰入額	3,093
棚卸資産廃棄損	21,138
休止固定資産費用	6,692
その他	1,258
経常利益	1,404,342
特別利益	71,192
固定資産売却益	11
投資有価証券売却益	18,672
国庫補助金	52,509
特別損失	142,861
固定資産除却損	19,459
固定資産圧縮損	52,509
出資金評価損	42,774
ゴルフ会員権評価損	100
リース解約損	497
減損損失	27,521
税引前当期純利益	1,332,674
法人税、住民税及び事業税	458,164
法人税等調整額	△68,106
当期純利益	942,615

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		自己株式		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	利益剰余金 合計			
				別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	1,634,750	1,859,250	1,859,250	101,437	14,262,000	1,989,662	16,353,100	△1,066,665	18,780,434
会計基準の変更による 累積的影響額						△2,874	△2,874		△2,874
会計方針の変更による累積的影響額 を反映した当期首残高	1,634,750	1,859,250	1,859,250	101,437	14,262,000	1,986,787	16,350,225	△1,066,665	18,777,560
当期変動額									
剰余金の配当						△168,796	△168,796		△168,796
当期純利益						942,615	942,615		942,615
別途積立金の積立て					1,820,000	△1,820,000	-		-
自己株式の処分								2,088	2,088
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	1,820,000	△1,046,180	773,819	2,088	775,908
当期末残高	1,634,750	1,859,250	1,859,250	101,437	16,082,000	940,607	17,124,045	△1,064,577	19,553,468

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	36,483,718	36,483,718	55,264,152
会計基準の変更による 累積的影響額			△2,874
会計方針の変更による累積的影響額 を反映した当期首残高	36,483,718	36,483,718	55,261,278
当期変動額			
剰余金の配当			△168,796
当期純利益			942,615
別途積立金の積立て			-
自己株式の処分			2,088
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	12,961,790	12,961,790	12,961,790
当期変動額合計	12,961,790	12,961,790	13,737,698
当期末残高	49,445,508	49,445,508	68,998,976

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

岩塚製菓株式会社
取締役会 御中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 武井 浩之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新井 努
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岩塚製菓株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩塚製菓株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

岩塚製菓株式会社
取締役会 御中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 武井 浩之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 新井 努
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岩塚製菓株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候

があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、検証し意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会監査等基準に準拠し、当期監査方針、職務分担等に従い、内部監査室その他内部統制所管部門と連携の上、取締役会や役員会等の重要な会議における意思決定の過程およびその内容を確認し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な工場や営業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、常勤監査等委員が各子会社の監査役としてその取締役会に出席し、取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、それぞれ往査を行い事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組み（いわゆる買収防衛策）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、監査結果や監査上の主要な検討事項および職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め等、意思疎通を図ってまいりました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って品質管理責任者を定め整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の結果を会計監査人評価調書にまとめたうえで、会計監査人監査の相当性について検討いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
なお、会社法に規定する監査等委員会の陳述権（取締役等の選任等・報酬等についての意見の陳述）に基づき審議した結果、いずれも特に非議すべき点はないと判断しております。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。内部統制システムに関する事業報告記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後も継続して体制強化に取り組み、環境変化に適切に対応していくことが重要であると考えております。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている各取組み（会社法施行規則第118条第3号口）は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果ならびに連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任大有監査法人」の監査の方法および結果は相当であると認めます。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制については、指摘すべき事項は認められません。

なお、当監査等委員会は、次期事業年度においても上記監査法人を会計監査人に再任することを決定しております。

2022年5月20日

岩塚製菓株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 石川 豊

監査等委員 佐野 榮日出

監査等委員 深井 一男

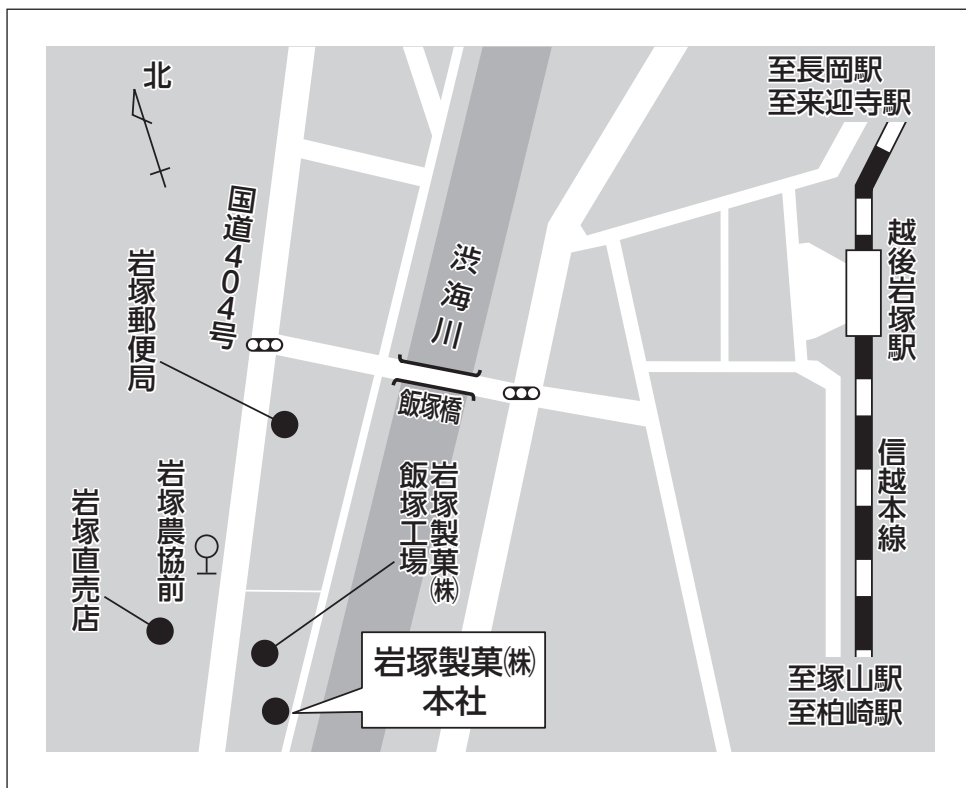
(注) 以上の監査等委員は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

岩塚製菓株式会社 本社 3階 コンベンションホール
新潟県長岡市飯塚2958番地 TEL (0258) 92-4111



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。